

スポーツ仲裁に関する申し合わせ

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

1. 趣旨

本申し合わせは、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」）が行った決定に対して会員、競技者、指導者、その他関連する団体、個人が不服申立を行った際に、紛争を迅速かつ円滑に解決するために、JOA がとる対応の基本方針を申し合わせるものである。

2. 基本方針

JOA がする決定に対する不服申立は、一般社団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

その対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含む JOA のあらゆる決定を広く対象に含む。

3. 申し合わせの変更

本申し合わせは、理事会の決定により、変更または廃止等を行うことができる。

以 上

平成 25 年 3 月 3 日 理事会確認

令和 3 年 12 月 5 日一部改訂